

FCENA/SELECT eSpot サービス利用申込書

【FCENA/SELECT eSpot サービスの要綱】と裏面の【FCENA/SELECT eSpot サービス利用規約】（以下「利用規約」という）を承認のうえ、FCENA/SELECT eSpot サービスの利用を申し込みます。

お申込日 西暦 年 月 日

お申込者	フリガナ			
	法人名			
	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前	印	
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
連帯保証人	お名前			
	住所			
	電話番号			
担当者	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail	□ダウンロード実績をこのアドレスに送る		
請求所送付先	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail	□ダウンロード実績をこのアドレスに送る		

【 FCENA/SELECT eSpot サービスの要綱 】

1. FCENA/SELECT eSpot サービスの内容/料金	<ソフトウェア使用サービス> 土木設計計算パッケージ FCENA シリーズのダウンロード方式によるレンタル配信サービス。 お客様は専用 Web サイト上で下記ソフトウェアをダウンロードし、ダウンロード完了日より指定した期間(以下「使用期間」といいます)使用することができます。指定できる期間は2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年間となります。 代表的提供ソフトウェア事例 最新情報はこちらから ⇒ http://www.fcena.jp/portal/price/#eSpot								
	No.	ソフトウェア名	eSpot(短期レンタル)使用料(税込)円						サポート 有り
			サポート 無し	サポート 有り					
			1ヶ月	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年間
	1	斜面安定計算 COSTANA(フル機能版)	50,400	63,000	126,000	189,000	252,000	315,000	378,000
	2	圧密沈下計算 DECALTO	25,200	31,500	63,000	94,500	126,000	157,500	189,000
	3	平面骨組計算 FREMING	29,400	36,750	73,500	110,250	147,000	183,750	220,500
	4	RC断面計算(限界状態設計法・許容応力度法) EMRGING(フル機能版)	12,600	15,750	31,500	47,250	63,000	78,750	94,500
	5	液状化判定(地震応答解析対応) LIQUEUR(フル機能版)	45,360	56,700	113,400	170,100	226,800	283,500	340,200
	6	2次元FEM地盤解析支援システム AFIMEX(基本システム) + 地盤変形解析オプション	75,600	189,000	283,500	378,000	472,500	567,000	661,500
7	道路橋示方書対応耐震設計支援システム EARMEST(フル機能版)	168,000	420,000	630,000	840,000	1,050,000	1,260,000	1,470,000	
8	地中構造物の耐震設計支援システム GALKINS	100,800	168,000	252,000	336,000	420,000	504,000	588,000	
2. 本サービスの提供時間および停止日	<Q & Aサービス> ダウンロードしたソフトウェアの使用期間中、当該ソフトウェアについての質問をお受けいたします。 質問受付：電話、FAX、e-mail 受付時間：祝祭日、年末年始(12/28~1/3)を除く月曜日~金曜日、09:30~17:00 ご連絡先：電話 0120-841118、FAX (03)5730-0718、e-mail fcena@fip.fujitsu.com								
	平日(月~金曜日) : 0時00分 ~ 24時00分 土曜日 : 0時00分 ~ 24時00分 日曜日 : 0時00分 ~ 24時00分 祝祭日 : 0時00分 ~ 24時00分 サービス停止日 : 毎月第1,3水曜日 01:00~06:00								
3. 支払い条件	利用者は、前月21日から当月20日までの1ヶ月間(以下「料金月」といいます。)の間にダウンロードしたソフトウェアの使用料を、当月末の請求に基づき、翌末日までに、これにかかる消費税額とともに当社の指定する銀行口座一括して振り込む方法により当社に支払うものとします。								
備考									

FCENA/SELECT eSpot サービス利用申込書(お客様控)

【FCENA/SELECT eSpot サービスの要綱】と裏面の【FCENA/SELECT eSpot サービス利用規約】(以下「利用規約」という)を承認のうえ、FCENA/SELECT eSpot サービスの利用を申し込みます。

お申込日 西暦 年 月 日

お申込者	フリガナ			
	法人名			
	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前	印	
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
連帯保証人	お名前			
	住所			
	電話番号			
担当者	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail	□ダウンロード実績をこのアドレスに送る		
請求所送付先	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	役職名 所属部課名	お名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail	□ダウンロード実績をこのアドレスに送る		

【 FCENA/SELECT eSpot サービスの要綱 】

1. FCENA/SELECT eSpot サービスの内容/料金	<ソフトウェア使用サービス> 土木設計計算パッケージ FCENA シリーズのダウンロード方式によるレンタル配信サービス。 お客様は専用 Web サイト上で下記ソフトウェアをダウンロードし、ダウンロード完了日より指定した期間(以下「使用期間」といいます)使用することができます。指定できる期間は2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年間となります。 代表的な提供ソフトウェア事例 最新情報はこちらから ⇒ http://www.fcena.jp/portal/price/#eSpot								
	No.	ソフトウェア名	eSpot(短期レンタル)使用料(税込)円						サポート 有り
			サポート 無し	サポート 有り					
			1ヶ月	2週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年間
	1	斜面安定計算 COSTANA(フル機能版)	50,400	63,000	126,000	189,000	252,000	315,000	378,000
	2	圧密沈下計算 DECALTO	25,200	31,500	63,000	94,500	126,000	157,500	189,000
	3	平面骨組計算 FREMING	29,400	36,750	73,500	110,250	147,000	183,750	220,500
	4	RC断面計算(限界状態設計法・許容応力度法) EMRGING(フル機能版)	12,600	15,750	31,500	47,250	63,000	78,750	94,500
	5	液状化判定(地震応答解析対応) LIQUEUR(フル機能版)	45,360	56,700	113,400	170,100	226,800	283,500	340,200
	6	2次元FEM地盤解析支援システム AFIMEX(基本システム) + 地盤変形解析オプション	75,600	189,000	283,500	378,000	472,500	567,000	661,500
7	道路橋示方書対応耐震設計支援システム EARMEST(フル機能版)	168,000	420,000	630,000	840,000	1,050,000	1,260,000	1,470,000	
8	地中構造物の耐震設計支援システム GALKINS	100,800	168,000	252,000	336,000	420,000	504,000	588,000	
2. 本サービスの提供時間および停止日	<Q & Aサービス> ダウンロードしたソフトウェアの使用期間中、当該ソフトウェアについての質問をお受けいたします。 質問受付：電話、FAX、e-mail 受付時間：祝祭日、年末年始(12/28~1/3)を除く月曜日~金曜日、09:30~17:00 ご連絡先：電話 0120-841118、FAX (03)5730-0718、e-mail fcena@fip.fujitsu.com								
	平日(月~金曜日) : 0時00分 ~ 24時00分 土曜日 : 0時00分 ~ 24時00分 日曜日 : 0時00分 ~ 24時00分 祝祭日 : 0時00分 ~ 24時00分 サービス停止日 : 毎月第1,3水曜日 01:00~06:00								
3. 支払い条件	利用者は、前月21日から当月20日までの1ヶ月間(以下「料金月」といいます。)の間にダウンロードしたソフトウェアの使用料を、当月末の請求に基づき、翌月末日までに、これにかかる消費税額とともに当社の指定する銀行口座一括して振り込む方法により当社に支払うものとします。								
備考									

FCENA/SELECT eSpot サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (本サービスの提供)

富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「当社」という）が第2条第1項記載の利用者登録を完了した利用者（以下「利用者」という）に提供するFCENA/SELECT eSpot サービス（以下「本サービス」という）の内容は要綱1に記載したサービスとします。当社は、本サービスの提供期間中善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第2条 (本契約の成立)

- 本サービス利用希望者は、本サービス利用申込書により申し込みを行い、当社からの本サービス利用者登録完了通知書兼ID交付書の受領をもって契約（以下成立した契約を「本契約」という）が成立するものとします。また、本契約の成立をもって利用者登録を完了したものとし、本サービスが開始されるものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は利用者申し込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。利用者が利用者資格を取り消された場合、当該利用者と当社の本サービスは利用者資格の取消と同時に終了するものとします。
 - 利用申し込みの際、利用者が虚偽の事実を申告したとき
 - 利用者が本サービスの利用料金等の支払いを怠る恐れがあるとき
 - 申込者が過去に、規約違反等で本サービスを解約されたことがあるとき
 - 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
- 利用者は、本サービス利用申込書の内容について変更があったときは、すみやかに当社所定の手続きにより当社に通知するものとし、変更の通知がなかったことにより利用者が不利益を被ったとしても、その場合には当社は一切の責任を負いません。

第2章 本サービス用設備および利用者設備

第3条 (本サービス用設備等)

当社は、本サービスに必要な通信回線および本サービス用設備（以下併せて「本サービス用設備等」といいます。）を使用して、利用者に対して本サービスを提供するものとします。ただし、利用者設備ならびに利用者の施設内からの電気通信回線およびインターネット接続サービス加入等については、利用者が利用者の負担において準備するものとします。なお、本利用規約上次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス用通信回線

当社が本サービスを提供するために準備する電気通信事業者の提供するネットワーク回線をいいます。

(2) 本サービス用設備

本サービス用通信回線に接続された当社のネットワーク設備およびコンピュータ等（当社のコンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェアをいいます。

なお、利用者が本サービスのために当社にソフトウェアを提供する場合には、そのソフトウェアを含みます。）をいいます。

(3) 利用者設備

利用者が本サービスを受けるにあたって、当社の指定する条件に合致した自ら使用するコンピュータその他の機器およびソフトウェアをいいます。

第4条 (利用者設備の設置・維持)

- 利用者は、本サービスを利用するにあたって、自らの費用で利用者設備を準備し、インターネット接続サービスへの加入等を行い、本サービス用設備に接続するものとします。
- 利用者は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、利用者設備を正常に稼働させるよう維持するものとします。

第3章 本サービスの利用条件

第5条 (IDおよびパスワードの管理責任)

- 利用者は、当社より交付されたIDおよびパスワード（以下「ID等」という）を責任をもって管理、使用するものとし、当社に損害を生じさせないものとします。
- ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第6条 (本ソフトウェアの使用条件)

- 当社は、利用者が要綱1記載のソフトウェアから選択し当社所定の手続によりダウンロードしたソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）をダウンロードした1台のコンピュータで使用することを許諾します。
- 利用者は、本ソフトウェアをダウンロード完了日（以下「使用開始日」という）より指定した期間につき本条の使用条件に従って使用できるものとします。
- 利用者は本ソフトウェアの使用権のみを得るものであり、本ソフトウェアおよび付随資料等の著作権は当社または開発元である第三者に帰属するものとします。
- 利用者は、本ソフトウェアおよび付随資料を複製することはできません。利用者は本ソフトウェアに付されている著作権表示および商標を、変更、削除、隠蔽しないものとします。
- 利用者は、本ソフトウェアならびにその使用権および付随資料等について、第三者にこれを譲渡、貸与または再使用権を許諾あるいは担保の目的に供することはできないものとします。
- 利用者は、本ソフトウェアおよび付随資料等を改造したり、あるいは、本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブルを伴うリバースエンジニアリングを行なうことはできません。

第7条 (サービス時間)

利用者が本サービスの提供を受けることができる時間は、要綱2に記載の時間帯とします。

第8条 (不具合に対する対応)

利用者および当社は、本サービスに関し何らかの不具合を発見したときは、直ちに相手方に通知し、両者協議のうえ対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。なお、利用者の責に帰すべき理由により本サービスに不具合が発生した場合には、利用者の費用負担とします。

第9条 (システムの改善)

当社は、本サービスの質的改善のため、本サービス用設備等を変更しあるいは本サービスの利用上の注意事項等を定めた利用規則を制定またはこれを変更することができるものとします。ただし、当社は、当該変更または制定が利用者の受ける本サービスに影響する場合、事前にその内容等を利用者に通知するものとします。

第10条 (利用時の義務)

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - 犯罪的行為およびそれに結びつく行為
 - 当社および第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為
 - 当社および第三者に不利益を与える行為、または誹謗中傷する行為
 - 本サービスの運営を妨げる行為、または本サービスを不正の目的をもって利用する行為
 - 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書に該当するデータを送信する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - 虚偽情報・事実誤認を生じさせる情報等を送信する行為
 - 有害なコンピュータプログラム等を送信または他者が受信可能な状態におく行為
 - アクセス制限されているコンピュータシステムに許可なく侵入する行為。クラッキング、もしくは別の方法で他人が所有、管理するサイトを変更する行為
 - 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為
 - 法令に基づき監督官庁等への届出、許可等の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
 - 上記各号のほか、法令、約款もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為
 - 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合も含む）が見られるデータ等へリンクを張る行為
- 利用者は、自己の行為につき、前項各号のいずれかに該当すると当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。
- 当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当することを知ったときまたは前項のクレームに関するトラブルが生じたことを知ったときには、利用者への事前の通知なしに利用者が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、本サービスの提供中止、または本契約の解約など当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

第4章 本サービスの料金および支払い条件

第11条 (料金)

- 本サービスの利用料金は要綱1に定めるとおりとし、利用開始後は専用Webサイト上で常時掲示します。
- 本サービスの内容変更または追加をする場合には、利用者は、その旨当社に通知するものとし当該変更もしくは追加に要した費用を当社に支払うものとします。
- 本サービス用設備のOS、ミドルウェアのバージョンアップや価格変更等、ソフトウェア提供元の都合による変更ならびにそれらへの当社の対応費用が発生する場合、本サービス料金変更ならびにかかる対応費用については、利用者および当社協議の上定めるものとし、当社から利用者に請求できるものとします。

第12条 (料金の支払方法)

- 利用者は、第11条記載の本サービスの料金を、これにかかる消費税等とともに、要綱3に記載の条件により当社に支払うものとします。
- 要綱3記載の支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。
- 本サービスの料金支払い時における金融機関に対する振込手数料は利用者の負担とします。

第13条 (消費税等相当額の算定)

- 消費税および地方消費税（以下総称して「消費税等」と総称する）相当額は、前条に定める支払い毎に算出します。
- 消費税相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。
- 消費税等の算定の際の税率は、当該算定時に法律上有効な税率とします。

第14条 (支払遅延)

利用者が、本契約により生ずる金銭債務（手形債務を含み、以下同じ）の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第5章 本サービスの提供中止

第15条 (本サービスの提供中止)

- 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。なお、当該中止に伴い利用者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 本サービス用設備の保守上、セキュリティ対策上または工用上やむをえないとき
 - 火災、停電等の不測の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 地震、噴火、洪水、台風等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - 電気通信事業者の都合により本サービス用通信回線が使用不能なとき
 - 刑事訴訟法第218条、通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合
- 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむをえない場合は、事後に通知することができるものとします。

第16条 (本サービスの再開時の措置)

本サービスの全部または一部が中止し、当社が利用者に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、利用者は可能なかぎりすみやかにこれに応ずるものとします。

第6章 責任の範囲

第17条 (本ソフトウェアに対する保証)

- 当社は、本ソフトウェアと付随資料等との不一致があった旨利用者より通知があった場合、本ソフトウェアの使用期間中に限り、当該不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。ただし、当該不一致が重要なものでなく、かつ、その修正に過分の費用を要する場合、当社は、当該修正情報の提供の責任を負担しないものとします。なお、修正後のプログラムについても第6条の使用条件が適用されるものとします。
- 当社は、前項に基づき保証する責任以外の、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限られないものとします）に関して、一切責任を負いません。たとえ、当社がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
- 利用者が本契約に反して本ソフトウェアを使用したことにより利用者に対して生じた損害または第三者から利用者に対する請求につき、当社は責任を負わないものとします。なお、本ソフトウェアに当社が第三者から許諾されたソフトウェアが含まれる場合、当該第三者はいかなる保証も行わないものとします。

第18条 (損害賠償)

- 当社は、当社の提供する本サービスに当社の責に帰すべき不具合が存在したことにより利用者に対して損害が発生した場合、当社が修正を繰り返したにもかかわらず不具合が修正されなかった場合は、本契約で別の定めがない限り利用者は当社に対し当該不具合に起因して利用者に対して生じた損害について利用者および当社協議のうえ以下の金額を限度として当社は賠償責任を負うものとします。ただし、利用者にも対応措置が必要となる場合は利用者第8条に従い対応措置を実施した場合に限られるものとし、損害賠償の額は本サービスの料金を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。
- 本サービスのうちQ&Aサービスに対する当社の責任は、Q&Aサービスを最善の努力をもって実施することに限られるものとします。
- 第1項に定めるほか、当社が本契約に違反した場合、第1項で定める範囲で当社は損害賠償責任を負うものとします。

第19条 (免責)

本サービスの提供について当社が負う責任は、理由の如何を問わず第2条の範囲に限られるものとします。なお、以下の各号の事由は当社の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限らない）であり、当社は、以下の事由により利用者に対して生じた損害については、何ら責任を負わないものとします。

- 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- 利用者の利用者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
- 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
- 善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック
- 本サービス提供時において予期しえない高度な技術による、通信経路上での盗聴または傍聴
- 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないこと
- 本サービス用設備で稼働する当社の製造に係らないソフトウェアに起因して発生した損害
- 電気通信事業者の提供する電気通信設備の不具合に起因して発生した損害
- 刑事訴訟法第218条、通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- その他、当社の責に帰すべからざる事由

第7章 本契約の終了

第20条 (即時解約ならびに損害賠償)

- 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、何らの通知催告を要せずに即時に本サービスの提供を停止し、本契約を解約（利用登録の削除）できるものとします。
 - 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - 破産、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - 破産、特定調停手続開始、会社更生手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または、清算に入ったとき
 - 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - 監督庁より営業の取消・停止処分を受けたとき、または廃業しようとしたとき
 - 本規約に違反したまたは本規約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- 利用者は、前項のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他当社に対する一切の債務をただちに当社に支払うものとします。
- 利用者が、第1項第(1)号～第(6)号により当社に損害を与えた場合には第1項記載の即時解約の有無にかかわらず、当社は当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第21条 (解約)

- 利用者は、本契約を解約しようとするときは、解約予定日の1ヶ月前までに、当社所定の手続きにより当社に通知するものとし、当該解約日をもって本契約は終了するものとします。
- 当社は、利用者が3年間にわたり本サービスの利用実績がない場合、利用者に事前通知することなく解約することができるものとします。

第22条 (当社の事由による本サービスの終了等)

当社が当社の都合により本サービスを終了するときは、当社は終了の事由を記した書面により、終了の3カ月前までに利用者に対して通知するものとします。

第23条 (サービス終了後の義務)

本ソフトウェアの使用期間が満了したとき、第2条第1項で利用者資格を取り消された場合または第20条、第21条第1項ならびに第22条により本契約が解約された場合は、利用者は使用済みのソフトウェアまたはその時点で使用中の本ソフトウェアの使用を中断し、ただちに利用者設備より消去のうえ当社の確認を得るものとします。なお、第2条第1項で利用者資格を取り消された場合、または第20条および第21条により本契約が解約された場合、利用者は、利用者資格の取消または解約時に使用中の本ソフトウェアに関するサービス料金の支払い義務を免れないものとします。

第8章 一般条項

第24条 (再委託)

- 当社は、本サービスの全部または一部の作業を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
- 前項に基づき当社が再委託した場合において、再委託先の選定、監督および再委託先が行った作業の結果については、当該再委託先が利用者の指定した者である場合を除き、当社は一切の責任を負い利用者に対して迷惑を掛けないものとします。

第25条 (権利譲渡等の禁止)

利用者は、本サービスを利用する権利ならびに本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡もしくは売買、名義変更、買入れ等を行わないものとします。

第26条 (完全合意)

- 本利用規約は、契約成立日現在における利用者および当社両者の合意を規定したものであり、本契約成立前に利用者および当社間でなされた協議内容、合意事項または一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本利用規約の内容とが相違する場合は、本利用規約が優先するものとします。
- 本利用規約に記載されている内容は、利用者および当社間における本契約に関する合意内容のすべてであり、利用者および当社は互いに本利用規約に基づき取引する本サービスに関し、本利用規約に記載されている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。

第27条 (秘密保持義務)

- 本契約において秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報（本契約の内容を含む）
 - 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報（本契約の内容を含む）であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
- 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は前項における秘密情報から除外するものとします。
 - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 利用者および当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 前項にかかわらず、利用者および当社は、法令により第三者への開示を強制された場合、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえに秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
- 第3項にかかわらず、当社は再委託先に対して、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課した上で、第1項における利用者の秘密情報を開示、提供することができるものとします。
- 第26条第1項にかかわらず本契約に関連して、別途利用者との間で秘密保持に関する契約等を締結している場合、または締結する場合には、当該契約等の定めと本契約の定めが異なる範囲において、当該契約等の定めが本契約に優先して適用されるものとします。
- 利用者および当社は、個人情報を相手方に開示する場合には、個人情報の取り扱い方法について別途協議のうえ定めるものとします。
- 本条の規定は、本契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第28条 (利用規約の変更)

当社は、本利用規約の内容を変更する場合は、利用者に対し、専用Webサイトに掲載して通知するものとします。当社が利用者に対し当該変更内容を掲載した日から1カ月以内に、利用者が当社に対し当該通知に関して異議の申出を行わない場合、利用者は掲載内容に従い、本利用規約の内容を変更することを承諾したものとみなします。

第29条 (安全保障輸出管理)

利用者は、本サービスのうち「外国為替及び外国貿易法」（これに関する政省令を含み、以下「外為法」という）で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは所定の許可を取得するものとします。

第30条 (ハイセイフティ用途)

利用者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的な用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接システム・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。利用者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスを使用しないものとします。また、利用者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、利用者または第三者からの安全性に関する請求または損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

第31条 (準拠法)

本契約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 32 条 (管轄裁判所)

本契約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条 (協議)

本利用規約に定めのない事項または利用規約の各条項について疑義を生じた場合は、利用者および当社双方で協議し円満に解決を図るものとします。

第 34 条 (連帯保証)

連帯保証人は、本契約によって利用者が負担することとなる一切の債務について、本利用規約の各条項を承認のうえ、利用者と連帯して債務履行の責を負うものとします。

以 上

